

令和三年五月二十五日提出
質問第一四三号

雇用調整助成金の過払いに関する質問主意書

提出者 前原誠司

雇用調整助成金の過払いに関する質問主意書

雇用調整助成金については、新型コロナウイルス感染症に係る特例措置が実施されているが、支給すべき額を超えて支給を受けたとして返還を請求される事案が発生している。

以下、この過払い事案について質問する。

一 雇用調整助成金は、特例措置が実施されてから本年五月二十一日までの累計で、支給決定件数が約三百四十二万件、支給決定額が約三兆五千三百億円に上るが、過払い事案は何件発生し、その総額はいくらか。

二 雇用調整助成金の過払い事案については、度重なる制度変更や事務処理体制の不備等により申請する側が多大な負担を強いられたこと、また、審査する側にも誤りを看過したという過失があることに鑑み、厚生労働省にも責任の一端があると考えるが、過払い事案の責任の所在について、政府の見解を示されたか。

三 既に休業手当を支払い、雇用調整助成金の支給を受けた事業主が過払い分の返還を行えば、企業の存続及び雇用の維持に支障を来しかねない。過払いが判明した場合は、その時点より後の支給申請から修正す

ることとし、過去に支給を受けた分は返還を請求しない取扱いとすべきではないか。
右質問する。